

第 13 回合併協議会の結果



第 13 回合併協議会の様子

第 13 回栃木市・岩舟町合併協議会が平成 25 年 11 月 25 日に栃木市の国府公民館大交流室で開催されました。

会議では、合併協定項目の調整結果や合併協議会の補正予算など報告事項 3 件、審議事項 1 件の協議が行われました。その内容は、次の通りです。

報告第 17 号 合併協定項目の具体的な調整結果について

報告第 18 号 合併協定項目以外の主な調整結果について

報告第 19 号 例規整備の進捗状況について

議案第 18 号 平成 25 年度栃木市・岩舟町合併協議会補正予算（第 2 号）について


承認

今回報告された合併協定項目の調整結果の内容

55 項目の合併協定項目のうち、調整方針を「合併時に再編する」とした協定項目や合併協議会上程後、調整内容が変更になった協定項目、協定項目の具体的な調整結果が報告されました。

合併協定項目 14

一部事務組合の取扱いについて

項 目	調 整 方 針	調 整 結 果
佐野地区広域消防組合	<p>岩舟町が加入している佐野地区広域消防組合については、合併の前日をもって解散するよう調整する。</p> <p>組合の財産の処分等については、関係団体と協議の上、合併時まで調整する。</p>	<p>岩舟町が加入している佐野地区広域消防組合の解散日は、平成 26 年 3 月 31 日とする。</p> <p><u>組合の財産の処分については、東分署（車両、備品等を含む）を岩舟町が引き継ぐこととし、これまでの岩舟町と佐野市の分担金の負担割合により、財産を処分するものとする。</u></p> <p>※下線部が今回追加した部分</p>
	 <p>岩舟分署（現在の佐野東分署）</p>	

項 目	調 整 方 針	調 整 結 果
地域包括支援センター	地域包括支援センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後2年以内に再編する。	地域包括支援センターについては、合併時に栃木市の例により統合する。

※現在はNPO法人に委託していますが、合併後は市直営となります。
また、事務所も岩舟総合支所に移転します。

合併に伴う例規整備の進捗状況について

例規とは、自治体における条例や規則等の総称です。編入される岩舟町は合併と同時に法人格が消滅し、条例・規則等はすべて失効します。そこで、事務事業の調整結果に基づき、岩舟町の約550の条例・規則等の内容を栃木市の約1150の条例・規則等に反映させる例規整備作業が必要となります。

また、栃木地区広域行政事務組合が行っているごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務についても、合併の日をもって栃木市の事務となるため、事務処理に関する例規整備を行います。

例規整備数の状況

(11月1日現在)

新 制 定	一 部 改 正	全 部 改 正	計
31	367	3	401

お知らせ

● 次回の合併協議会の開催

第14回合併協議会

1月22日(水)午後2時～ 栃木市栃木保健福祉センター

次回で最後の開催となる予定です。会議は一般傍聴が可能です。受付は会議開始30分前からです。



● 小中学生用合併啓発パンフレットの配布

- ・1月頃に、各学校をとおして小中学生に配布します。
- ・新しい栃木市の人口、面積、学校数など新市の概要を紹介し、合併について学び、新しい「栃木市」を理解してもらうことを目的としたものです。

● 暮らしのガイドブックの配布

- ・岩舟町の全戸に、2月頃配布します。
- ・合併により行政組織や行政サービスが大きく変わりますので、新市の組織、制度変更等の情報を掲載したものです。

● 地域自治区に関するパンフレットの配布

- ・岩舟町の全戸に、2月頃配布します。
- ・合併後は、岩舟町の区域に「地域自治区」が設置されることから、制度の目的や内容を記載したものです。